

## J R 高槻駅北東地区

本地区内において、景観法第 16 条第 1 項に基づく届出対象とする行為は下表のとおりです。景観法第 17 条第 1 項に基づく変更命令等の対象とする行為（特定届出対象行為）は、景観法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に基づく届出対象行為とします。

	届出対象行為	規 模
法第 16 条第 1 項第 1 号により届出が必要な行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転	建築基準法上の確認申請及び通知を要するもの
	建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	当該変更に係る部分の面積が、外壁各面の面積の 1/2 を超えるもの
	A エリア内のデッキと同一階層に位置する店舗、事務所又は駐車場のうち当該デッキに接する部分の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	当該変更に係る部分の面積が、当該部分の外観面積の 1/2 を超えるもの
法第 16 条第 1 項第 2 号により届出が必要な行為	工作物の新築、増築、改築若しくは移転	建築基準法上の確認申請及び通知を要するもの、高さ 10m を超えるもの又は築造面積 2,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
	工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	当該変更に係る部分の面積が 1/2 を超えるもの
法第 16 条第 1 項第 3 号により届出が必要な行為	都市計画法第 4 条第 1 2 項に規定する開発行為	面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上
法第 16 条第 1 項第 4 号により届出が必要な行為	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上
	木竹の植栽又は伐採	面積 1 ha を超えるもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上

※ 都市計画法第 4 条第 12 項：「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」を行う行為

※ 工作物の定義及び範囲：高槻市景観条例第 2 条第 1 項第 2 号及び高槻市景観規則第 2 条で定めるもの